

魚津市告示第27号

魚津市障害者控除対象者認定事務取扱要綱の一部改正について
魚津市障害者控除対象者認定事務取扱要綱（平成26年魚津市告示第88号）
の一部を次のように改正する。

令和3年3月16日

魚津市長 村椿 晃

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第 1 号(第 4 条関係)

障害者控除対象者認定申請書

年 月 日

魚津市長 あて

申請者（障害者控除を受ける方）

住 所

（連絡先）

氏 名

対象者との続柄

〈窓口に来られた方〉

☐ 申請者と同じ ☐ 対象者と同じ

☐ 上記以外の者（下欄に記入してください）

住 所

（連絡先）

氏 名

対象者との続柄

下記の被保険者について、所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 10 条及び地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 7 条又は第 7 条の 15 の 7 に定める障害者又は特別障害者として認定されるよう申請します。

また、認定に関する状況確認のため、市が対象者本人の介護認定に関する調査票及び主治医の意見書の内容を確認することに同意します。

〈対象者（被保険者）〉

介護保険 被保険者番号		対 象 年	
氏 名		生年月日	
住 所			

障害者控除対象者認定書

第 号
年 月 日

様

魚津市長

下記の者を、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条又は第7条の15の7に定める 障害者 として認定する。
特別障害者

申請者	住 所		氏 名	
対象者	住 所			
	氏 名		生年月日	
障害理由	障害者	(1) 知的障害者（軽度・中度）に準ずる。	(2) 身体障害者（3級～6級）に準ずる。	
	特 別 障害者	(1) 知的障害者（重度）に準ずる。	(2) 身体障害者（1級、2級）に準ずる。	
認 定 基 準 日			年 月 日	

様式第3号(第6条関係)

障害者控除対象者非該当通知書

第 号
年 月 日

様

魚津市長

年 月 日付けで申請のありました障害者控除対象者認定については、障害者控除対象者に該当しませんので通知します。

対象者	住 所			
	氏 名		生年月日	
非該当理由		魚津市障害者控除対象者認定事務取扱要綱第5条に定める認定要件に該当しないため		

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間所要の調整をして使用することができる。